

## 大郷町空き家バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大郷町における空き家等の有効活用を通じて、大郷町民と都市住民の交流拡大及び移住定住の促進による地域の活性化等を図るため、空き家バンクの設置について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等

個人の居住を目的として建築され、現に居住していない(空き家等の登録申込日から3年以内に居住しなくなる予定のものを含む。)町内に存在する建物及びその敷地をいう。ただし、賃貸や分譲を目的として建築されたものを除く。

(2) 所有者等

空き家等に係る所有権その他の権利により、当該空き家等の売却又は賃貸を行うことができる権利を有する者。ただし、業として土地建物の売買、仲介、あっせん等を行う者を除く。

(3) 利用希望者

購入又は賃貸等により、当該空き家等を利用しようとする者。ただし、業として土地建物の売買、仲介、あっせん等を行う者を除く。

(4) 空き家バンク

空き家等の売却又は賃貸借等を希望する所有者等及び利用希望者の申込みにより登録された情報を双方に紹介するシステムをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家等の登録申込等)

第4条 登録を希望する所有者等は、大郷町空き家バンク登録申込書(様式第1号)及び大郷町空き家バンク登録カード(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適当と認めるものを空き家バンクに登録するとともに、大郷町空き家バンク登録完了通知書(様式第3号)により、申込者に通知するものとする。

3 第1項の規定に関わらず、次に掲げる者は、同項の申込みをすることができない。

(1) 大郷町暴力団排除条例(平成25年大郷町条例第4号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等であるとき。

(2) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者であるとき。

(3) その他、町長が適当でないとするとき。

4 町長は、第1項の規定による登録をしていない空き家等で、空き家バンクに登録することが適当と認めるものについて、当該所有者等に対して空き家バンクへの登録を勧めることができる。

(空き家等の登録事項の変更等)

第5条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた所有者等は、当該登録事項に変更があったとき又は登録を抹消しようとするときは、大郷町空き家バンク登録（変更・抹消）届（様式第4号）により、遅滞なく町長に届出なければならない。

2 町長は、前項の規定により所有者等から空き家バンク情報登録（変更・抹消）届が提出されたときは、当該情報を変更又は抹消するものとし、抹消に係るものについては大郷町空き家バンク登録抹消通知書（様式第5号）により当該所有者等に通知するものとする。

3 前項の規定による場合のほか、町長は、次のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消することができる。

- (1) 申込み内容に虚偽があったとき。
  - (2) 空き家等の所有権その他の権利に異動があったとき。
  - (3) 登録の日から2年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再登録したときは、この限りではない。
  - (4) その他、町長が登録を継続させることが適当でないとき。
- （利用希望者の登録申込等）

第6条 登録を希望する利用希望者は、大郷町空き家バンク利用希望者登録申込書（様式第6号）及び誓約書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容等を審査確認の上、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認められたときは、空き家バンクに登録するとともに、大郷町空き家バンク利用希望者登録完了通知書（様式第8号）により、利用希望者に通知するものとする。

- (1) 町の住民基本台帳に記録して空き家等に定住し、地域の一員として自覚をもって生活することが確実に認められる者
- (2) 空き家等に一定期間又は定期的に滞在し、地域住民と協調して生活しようとする者
- (3) その他町長が適当と認めた者

3 前項の審査確認の結果、第4条第3項第1号又は第2号に該当する者であった場合は、利用希望者として登録することができない。

（利用希望者の登録事項の変更等）

第7条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた利用希望者は、当該登録事項に変更があったとき又は登録を抹消しようとするときは、大郷町空き家バンク利用希望者登録（変更・抹消）届（様式第9号）により、遅滞なく町長に届出なければならない。

2 町長は、前項の規定により利用希望者から空き家バンク利用希望者登録（変更・抹消）届が提出されたときは、当該情報を変更又は抹消するものとし、抹消に係るものについては大郷町空き家バンク利用希望者登録抹消通知書（様式第10号）により当該利用希望者に通知するものとする。

3 前項の規定による場合のほか、町長は、次のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消することができる。

- (1) 申込み内容に虚偽があったとき。

- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) その他、町長が登録を継続させることが適当でないとき。

(空き家等の情報提供等)

第8条 町長は、空き家等の登録情報を大郷町ホームページへの掲載、空き家バンク担当課での登録台帳の閲覧その他の方法により、空き家情報を公開するものとする。ただし、所有者等が希望しない方法については、この限りではない。

- 2 登録物件について購入又は賃借の交渉を行おうとする利用希望者は、空き家等利用交渉申込書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認の上、当該空き家等の所有者等にその旨を連絡するものとする。
- 4 前項の規定による連絡を受けた所有者等は、遅滞なく当該利用希望者と連絡をとるとともに、売買又は賃貸の交渉を開始することとなった場合は、その経過及び結果について町長に報告するものとする。
- 5 町長は、第3項に規定する連絡を除き、所有者等及び利用希望者が行ういかなる交渉、契約等にも関与しない。
- 6 所有者等及び利用希望者が行う交渉、契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(個人情報の取扱い)

第9条 所有者等及び利用希望者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 空き家バンクから知り得る個人情報（以下「個人情報」という。）を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用をしないこと。
- (2) 個人情報を町長の承諾なくして複写し、又は複製しないこと。
- (3) 個人情報を毀損又は滅失することのないよう適正に管理すること。
- (4) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。
- (5) 個人情報の漏洩、毀損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに町長に報告し、その指示に従うこと。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成28年3月1日から施行する。